

静岡県公安委員会規則第6号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月29日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
富士警察署	(略)			富士警察署	(略)		
	神戸警察官駐在所	富士市神戸426番地の2	富士市のうち石井、一色の一部、今宮、鶴無ヶ淵、桑崎、神戸、原田の一部、間門、三ツ沢の一部		神戸警察官駐在所	富士市神戸426番地の2	富士市のうち石井、一色の一部、今宮、鶴無ヶ淵、桑崎、神戸、 <u>さんどまき</u> 、原田の一部、間門、三ツ沢の一部
(略)				(略)			
清水警察署	(略)			清水警察署	(略)		
	三保交番	静岡市清水区折戸515番地の2	静岡市清水区のうち折戸、折戸一・二・三・四・五丁目、三保		三保交番	静岡市清水区折戸515番地の2	静岡市清水区のうち折戸、折戸一・二・三・四・五丁目、三保、 <u>三保松原町</u>
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表富士警察署の項の改正は公布の日から、同表清水警察署の項の改正は令和2年5月30日から施行する。